

第4節 アレルギー疾患対策の推進

◆ アレルギー疾患対策の推進 ◆

現 状

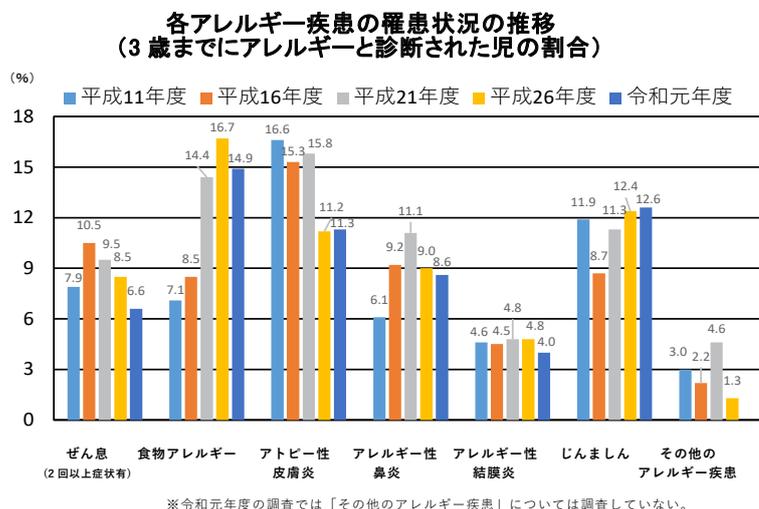
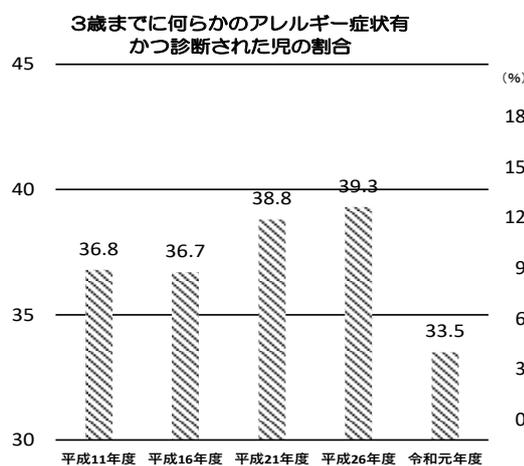
■アレルギー疾患対策の推進

アレルギー疾患は種類や病態が多様で、症状の悪化と改善を繰り返し、日々の生活に影響を及ぼすことが多い慢性疾患であり、患者は増加傾向にあります。

このような状況から平成27年12月にアレルギー疾患対策基本法が施行され、国はアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（令和4年3月改定）を策定しました。

東京都では、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（令和4年3月改定）を策定し、①適切な自己管理や生活環境の改善のための取組、②患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、③生活の質の維持・向上を支援する環境づくりを施策の柱として、アレルギー対策を推進しています。

東京都による「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和元年10月調査）」では、3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された児は約3割であり、平成26年調査に比べてやや減少しています。疾患別では調査開始の平成11年度から増加していた食物アレルギーのある児の割合が、令和元年度に減少に転じたものの依然として高い水準にあります。また同「アレルギー疾患に関する施設調査」では、過去1年以内に食物アレルギーを経験した施設は約1割あり、そのうち半数の施設では、食物アレルギーの原因食物の診断がなされず、初めて症状を経験したと回答しています。



資料：東京都福祉保健局「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」（令和元年度）

東京都教育委員会では、全教職員を対象にしたアナフィラキシー補助治療剤-アドレナリン自己注射薬（エピペン®）¹使用等による緊急時対応訓練が定期的に行われています。

¹ アナフィラキシー補助治療剤-アドレナリン自己注射薬（エピペン）：アナフィラキシー症状をきたした患者に対して、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤。患者の病状に応じて、エピペン処方登録医師より処方される。

また、当圏域の各市においては、子供を預かる施設での緊急事例発生時の対応に備え、医療機関と「アレルギー対応ホットライン¹」を締結するなど環境づくりの取組が進められています。



■花粉症の現状

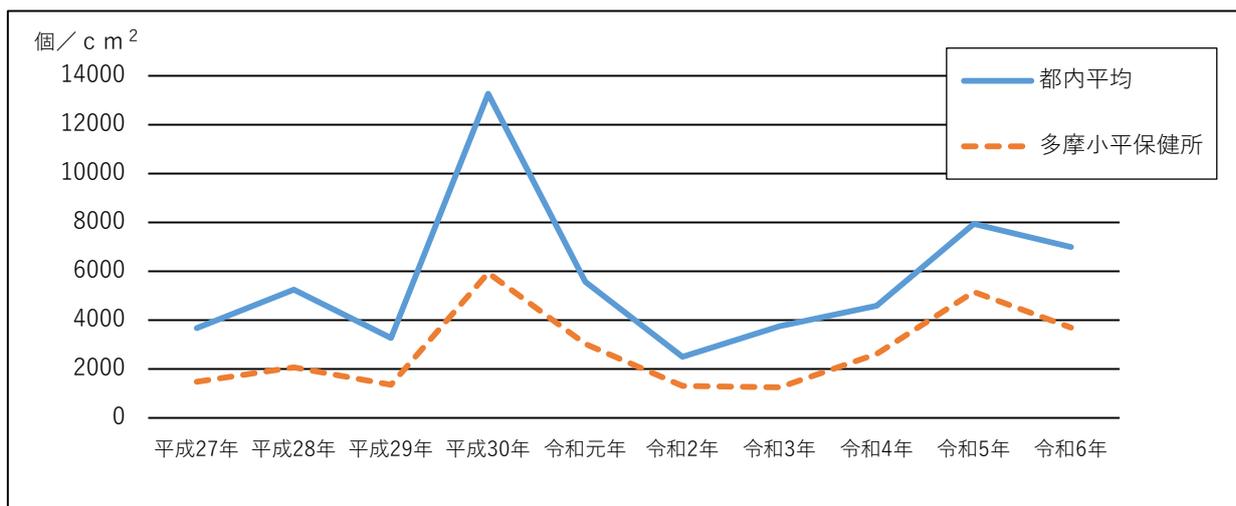
花粉症は、特定の花粉によって起こるアレルギー疾患であり、原因となる花粉としてスギ、ヒノキがよく知られています。その他にも、イネ科、ブタクサ、ヨモギなど、様々な種類の花粉による発症が報告されています。

そのため、保健所ではスギ・ヒノキ等の主要な植物の飛散花粉数を継続的に測定し、飛散状況を把握するとともに、その結果を「東京都アレルギー情報navi.²」で公表しています。

また、東京都では花粉症患者実態調査を10年ごとに行っています。平成28年度に実施した調査では、都内（島しょ地域を除く。）のスギ花粉症有病率は48.8%と推定され、都民のおよそ2人に1人がスギ花粉症に罹患している結果になります。

さらに、都全体の総合的な花粉症対策として、花粉の少ない森づくり等の花粉発生源対策や、花粉自動測定・予報システムの運用、花粉症予防・治療に関する普及啓発を進めています。

スギ・ヒノキ飛散花粉数(年次別)

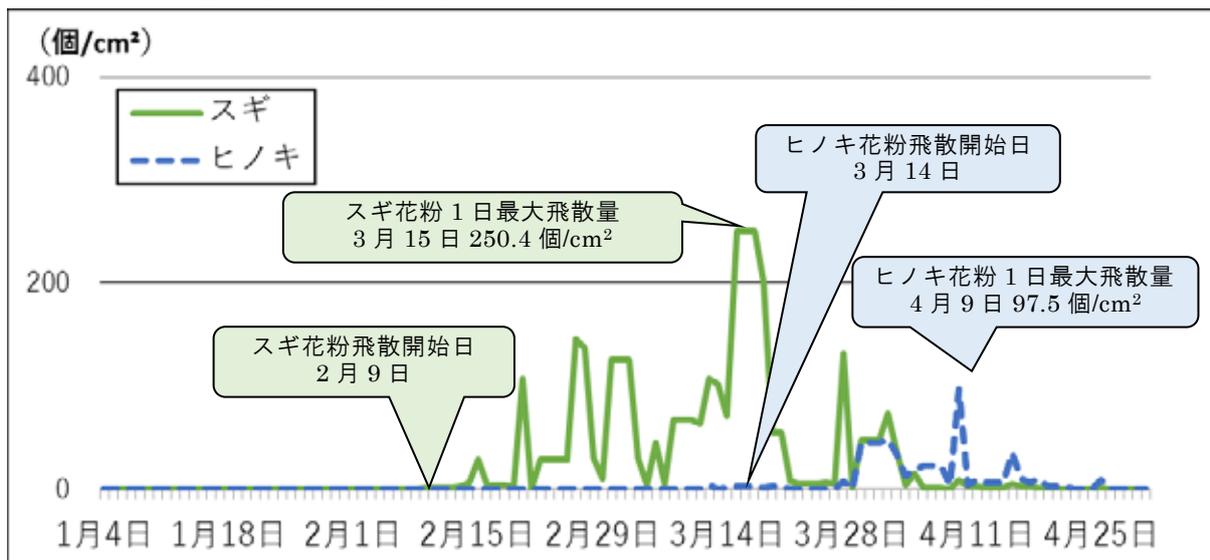


資料：東京都アレルギー情報navi. 「東京都の花粉情報」

¹ アレルギー対応ホットライン：子供を預かる施設におけるアレルギー症状発症時に、アレルギー症状の判断及び救急搬送の受入れなどに係る相談を行うことを目的とした専用電話

² 東京都アレルギー情報navi.：東京都保健医療局によるアレルギー疾患に関する総合サイト

スギ・ヒノキ飛散花粉数(令和6年1月4日から4月30日まで、多摩小平保健所測定)



都内のスギ花粉症推定有病率の推移

	第1回調査	第2回調査	第3回調査	第4回調査
調査年度	S58～S62年度	H8年度	H18年度	H28年度
推定有病率	10.0%	19.4%	28.2%	48.8%

年齢	第1回調査	第2回調査	第3回調査	第4回調査
0～14歳	2.4%	8.7%	26.3%	40.3%
15～29歳	14.6%	22.1%	37.1%	61.6%
30～44歳	16.1%	34.0%	32.2%	57.0%
45～59歳	7.3%	19.5%	33.5%	47.9%
60歳以上	2.7%	8.1%	14.2%	37.4%

注) 各回調査では判定基準等に変更点があるため、変化を単純に比較できない。

資料：東京都福祉保健局 「花粉症患者実態調査報告書（平成28年度）」

■食品事業者におけるアレルギー対応

平成27年の食品表示法の施行により、食品表示に関する規定が一元化され、アレルゲンを含む食品に関する表示の徹底が求められています。そのため、保健所では食品事業者に対して表示の適正化に係る指導・啓発を行うとともに、食品へのアレルゲン混入防止の技術指導に取り組んでいます。また、飲食店等が利用者に対してアレルゲンに関する情報を適切に提供できるよう普及啓発を行っています。

■給食施設におけるアレルギー対応

保健所では、食物アレルギー患者の給食対応に携わる関係者を対象に、食物アレルギーに関する基礎知識等の最新情報を提供するとともに、栄養管理講習会やアレルギー研修を通し

て、安全な給食提供・栄養食事指導を行うために必要な知識・技術を普及しています。

また、給食施設については、各施設のアレルギーの対応状況を栄養管理報告書で把握するとともに、巡回指導の際にアレルギー対応の詳細を聞き取り、助言することにより、食物アレルギーに対応できるための支援を行っています。令和4年度は、保育所等の圏域全ての給食施設で利用者の食物アレルギーを把握し、ほとんどの施設でアレルギー対応に取り組んでいます。

課 題

- (1) アレルギー疾患は慢性的な疾患であり、発症・重症化の予防や症状の軽減のため、適切な自己管理や緊急時対応ができるよう、正しい知識の普及啓発と多様な相談に対応できる相談体制の充実などの取組が必要です。
- (2) スギやヒノキなどの花粉症を予防するには、吸い込む花粉の量を減らすことが大切です。そのためには、地域の花粉の飛散状況や飛散予報等の情報を的確に提供する必要があります。加えて、花粉症の予防や新たな治療法を含む花粉症治療に関する正しい知識の普及啓発を行い、花粉症予防対策を推進することが重要です。
- (3) アレルゲン表示の欠落や意図しないアレルゲンの混入は、アナフィラキシーショックなど消費者に重篤な健康被害をもたらすおそれがあるため、食品事業者による対策の徹底が求められています。また、飲食店等においては、店舗を訪れる様々な利用者に対してアレルゲンに関する適切な情報提供を行うことが重要です。
- (4) 全ての給食施設において、食物アレルギーに対応した安全な給食を提供することが求められています。また、食物アレルギー患者の給食対応に携わる関係者は、食物アレルギーに関する最新情報を常に把握しておく必要があります。

今後の取組

- (1) アレルギー疾患に関する基礎知識や適切な自己管理等に関する情報提供・普及啓発
市は、母子保健事業等の機会を通じて、妊婦及び乳幼児保護者等に対するアレルギー情報の発信や相談対応の取組に努めます。
保健所は、「東京都アレルギー情報 navi.」等を活用し、事業者等が事故防止・緊急時対応のための組織的取組ができるよう、様々な機会を捉えて普及啓発と相談対応の取組を推進します。



イメージキャラクター きいちゃん

(2) 花粉症予防対策の推進

保健所は、圏域における飛散花粉数を把握するため、年間を通じた飛散花粉数の調査を継続して行うとともに、地域の飛散状況や飛散予報等の情報をホームページ等で提供していきます。また、小冊子「花粉症一口メモ」や動画等を活用して、花粉症の基礎知識や予防、治療等に関する正しい情報を広く啓発していきます。

(3) 食品事業者によるアレルギー対策の推進

保健所は、食品事業者によるアレルゲン表示の適正化を図るため、講習会や情報誌等を通じた普及啓発に取り組んでいきます。また、施設への監視等の際には、使用原材料の点検及び確認の徹底や、調理・製造工程等におけるアレルゲンの意図しない混入の防止、適正表示等のポイントを踏まえ、指導を実施していきます。

飲食店等が利用者に対してアレルゲンに関する情報を適切に提供できるよう、営業者や従業員向け資料を配付するなど普及啓発を進めていきます。また、店舗を訪れる外国人にも適切な説明ができるよう、ピクトグラム¹や指さしシート等のコミュニケーションツールを提供するなど支援していきます。

(4) 給食施設におけるアレルギー対策の推進

保健所は、給食施設への巡回等の機会を活用して、食物アレルギーへの対応状況を適切に把握し、助言等を行うことにより、安全な給食提供に向けたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。また、アレルギー研修や栄養管理講習会、ホームページ等の様々な機会を通じて、食物アレルギー対応に携わる関係者に向けた最新情報の普及を進めていきます。

➤ 保健医療の指標

重点目標	発症及び重症化予防に関する情報提供・普及啓発
指標	母子保健事業、事業者等を対象とした各種講習会などの機会を活用した情報提供・普及啓発
ベースライン	令和5年度
指標の方向 目標値	充実させる

¹ ピクトグラム：文字を使わない、単純化した絵文字のこと。

コラム

ピクトグラムを活用したアレルギー
コミュニケーションシート

-保健所、東京都-



アレルギーコミュニケーションシートは、飲食店においてお客様のアレルギー食材を間違いのないよう確認するとともに、お客様にその食材の使用の有無等を正確に伝えるために使用するものです。

シートは外国人の方でも利用できるように、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語でも記載してあります。これらの言語が理解できない方ともコミュニケーションが取れるように、ピクトグラム（絵文字）も使用しています。

また、東京都の食品安全情報サイトの「食品衛生の窓」では、英語、中国語、韓国語のほかに、タイ語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語に対応したコミュニケーションシートも掲載しています。以下のリンクからダウンロードができますので、印刷してご活用ください。



東京都アレルギーコミュニケーションシート

検索

お客様にアレルギー食材を記入していただくことで、間違いのないように確認することができます。

また、お客様と接客係、接客係と調理係とのコミュニケーションにも活用できます。

アレルギーの該当する食材が含まれていないメニューの紹介や該当する食材を除去できるメニューについて、文章を指差しすることでお客様に伝えることができます。